

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 修正内容

(1) 周辺監視区域境界の変更

「別図－3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図－4 原子力防災資機材の保管場所」、「別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所」、「別表－1 原災法に係る対象施設」について、日本原子力発電（株）の防潮堤（南部東側区間）の設置工事に伴い、原子力科学研究所の周辺監視区域境界を変更する。

3. 保安規定の変更許可申請、認可、施行の時系列

- ・令和4年8月31日 原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請
- ・令和4年10月24日 原子炉施設保安規定の変更認可
- ・令和4年11月中 核燃料物質使用施設保安規定の変更認可
- ・令和4年11月中 原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設保安規定の施行（施行日を定める達）
- ・令和5年2月中旬 原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設保安規定の施行（周辺監視区域境界の変更）

4. 今後の予定

(1) 地方公共団体への協議依頼

- ・令和4年12月上旬

(3) 地方公共団体の協議終了

- ・令和5年2月上旬

(2) 原子力事業者防災業務計画修正届出書の提出（周辺監視区域境界の変更に係る施行）

- ・令和5年2月中旬

以上